

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 機能強化加算
- 外来感染対策向上加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 時間外対応加算 1
- 地域包括診療加算
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 腎代替療法指導管理料
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ニコチン依存症管理料
- 別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅酸素療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 人工腎臓
- 導入期加算 1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 酸素の購入単価

(2024年11月1日時点)